白岡市こども医療費支給に関する条例等の一部を改正する条 例の概要

1 改正の理由

福祉3医療費(こども医療費、重度心身障害者医療費及びひとり親家 庭等医療費)助成制度の対象者の更なる保健の向上及び福祉の増進を図 るため、原則として県内に所在する全ての保険医療機関において現物給 付化を実施することに伴い、関係する条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

- (1) 第1条関係(こども医療費)
 - ア 現 行 ・市内の保険医療機関等のみ現物給付を実施
 - ・支給対象にひとり親家庭等医療費該当のこどもを含む
 - イ 改正後 ・医療費助成金支給対象者全員に対し、県内現物給付化 を実施
 - ・支給対象にひとり親家庭等医療費該当のこどもを含まない(令和5年1月1日から)
- (2) 第2条関係(重度心身障害者医療費)
 - ア 現 行 ・市内の保険医療機関等のみ現物給付を実施
 - イ 改正後 ・医療費助成金支給対象者全員に対し、県内現物給付化 を実施
- (3) 第3条関係(ひとり親家庭等医療費)
 - ア 現 行 ・受給者のうち、市県民税課税者については、支払った 医療費から自己負担金を控除した額を支給
 - 現物給付未実施
 - 支給対象にこども医療費該当のこどもを含まない
 - イ 改正後 ・受給者に対する自己負担金の廃止
 - 医療費助成金支給対象者全員に対し、県内現物給付化 を実施

・支給対象にこども医療費該当のこどもを含む(令和5年1月1日から)

3 施行期日等

- (1) 第1条関係 令和4年10月1日
- (2) 第2条関係 令和4年10月1日
- (3) 第3条関係 令和5年1月1日
- (4) 共通事項 (1)から(3)までのいずれも施行期日以後の診療及び調剤 に係る医療費助成金の支給について適用